

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和4年11月14日(月)  
会議時間 9時57分開会 11時37分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：中島里司 副委員長：山下清美  
委 員：鈴木孝寿、口田邦男(欠席)、高橋政悦  
議 長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 議 件
  - (1) 令和4年人事院勧告に基づく期末手当の取扱いについて
  - (2) 清水町議会の個人情報の保護に関する条例(案)について
  - (3) 議会モニター会議意見の対応について
  - (4) その他
- 6 会議内容 別紙のとおり

委員長：只今から議会運営委員会を開催する。

(1) 令和4年人事院勧告に基づく期末手当の取扱いについて

委員長：令和4年人事院勧告に基づく期末手当の取扱いについて、事務局より説明願う。

田本局長：（資料に基づいて内容説明）

委員長：説明いただいたことについて委員から質疑はあるか。

高橋委員：資料の中の俸給表の関係で、4級、5級が0.0%、6級以上は改定なしとなっているが、4級、5級の0.0%は何か意図があるのか。

田本局長：申し訳ない。ボーナスの改正の部分のみ確認をしていたので、一般職員の給与の改定の内容まで状況を把握していない。

委員長：他にないか。なければ今説明いただいた内容で了解ということでしょうか。

（「はい」との声あり）

委員長：それではそのように進めさせていただく。

(2) 清水町議会の個人情報の保護に関する条例（案）について

委員長：清水町議会の個人情報の保護に関する条例（案）について、事務局より説明願う。

田本局長：（資料に基づいて内容説明）

委員長：説明を踏まえて何か質疑があれば受けたいと思う。

鈴木委員：この個人情報保護に関する条例で、例えばここ最近で言ったら、議会の運営の中で抵触しそうな案件と言ったら何だったのか。要は議会でこういうのはダメだよ、ああいうのはダメだよというのを具体的に示すとするならば、例えばこの間の給与問題の資料にも個人情報が載っているけれども、不特定多数に配布しては当然いけないということなのか、議員として今後注意しなければならない点というのは何が該当するのかが漠然としてわからなかったもので、もし参考例として具体的な例を挙げていただけるとより分かりやすくなると思うが。

田本局長：条例の内容というのは、冒頭に議会が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止を求める個人の権利を明らかにすること、というところが大きな部分になっていて、該当する本人が議会で持っている個人情報を見せてという権利を保障するとか、内容の訂正等を求めた時にそれに対応するとか、そういうことを規定しているところが主である。議場の中でこういった資料をこういったところまでオープンに議論できるかという話だと思うが、そちらの部分とは方向性の違う条例だと思う。事務的に集めた情報の管理の仕方とか、そういうのはあるが議場の

中でどういうふうにするかというのは、この部分では条例上規定されていないところである。

鈴木委員：難しいのだろうと思いつつながら、ここ最近でわかりやすく言えば、注意しなければならない点、今の議会活動の上で特に思い当たらないならいいが、質問の仕方とか、もしくは気を付けなければならないとかは端的に何なのだろうと思う。

桜井議長：本別で一議員が問題になって懲罰となったけれども、道段階では逆転したと、ああいうものの取り扱いも考えられると思うので、その辺どうするのか。

委員長：休憩する

【休憩 10：33】

【再開 10：39】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。他に何かあるか。

高橋委員：期限を60日が30日、30日が15日と清水町だけそのようになっているが、例として出しているのはこのくらい必要であろうという期間だと思うが、それを前からそうだったからという理由でそこを半分にするというのは、何か理由がないと納得できない気がするけれども、半分にした理由が特にあれば説明いただきたい。

田本局長：30日を15日、60日を30日というところであるが、元々の個人情報保護法があって、各自治体で議会も含めて個人情報保護条例を定めていた。それ自体が本町は法律では30日以内としていたところを15日以内としていたところがある。手続きが迅速なところと行政手続法で申請があってから取り扱いをするのに14日以内という規定もあって、それとの調整という形で期間を短くした経過だったと思う。今回は既に運用してきている町の条例が法律に委ねられることになったが、法律に委ねられた後も町のほうは施行条例の中で、法制で30日は条例で15日ということで、これまでの取り組みを継続するという形で定めているので、今までの部分から変更しない、住民サービスの一つとして今まで15日で取り扱うところについては、法律も変わっていないので、町の決め方も15日でそのまま継続するという事で今回整理をさせていただいた。

高橋委員：きっと、例を更に出してきたということは、大型連休の例えば9日連続行政機関が休みの時に、残り6日間でそれができるのかできないのか、それを鑑みたときに30日あればありえないというつもりで例の方は出していると思うのだけれども、前がそうだったから15日というように安易に決めるのは変な気がするし、新たに示す条例なので、わざわざ前に合わせる必要もないのではないかという気がするのだけれども、その辺だけ確固たる理由がわかればと思うのだが。これを伸ばしたからと言って結末が伸びるだけであって、それは住民サービスにはつながらないという判断だということであれば、それはそれでいいのだけれども、前がそうだったからという説明はいかがなものかと。住民サービスを先のぼしすることをなくするために全部半分にしているという説明であれば納得できるのだけれども、その辺だけはっきりしていただければと思う。

田本局長：以前の国が定める個人情報保護法の中では、今回の改正後の法律もそうであるが30日以内というふうには法律では決めていた。町の方の条例を過去に制定した時にその部分を15日以内にしようということで、議決をされてその制度が運用されてきているところがある。今回も法律が30日なので、新しく作る条例は30日で法律と合わせようということになると、逆に言えば今まで15日で対応していた

事務を、町の方では今度から30日に延ばすという逆の状況が出てくるのが1点ある。事務の実際の部分については15日以内で請求があった日から決定を行わなければならないということであるが、事務的に、日程的に難しい部分については更に15日、期間を延長するという条例になっている。情報量が非常に多くて30日以内でやりがつかないというところについては、26条の方で期限の特例ということで若干期間を延ばして答えを出すという決め方もしているので、この部分については何とかその中でやっていかなければならないということであるが、従前の町でやっている個人情報の保護に関する事務について継続性を持たせたというところが主たる理由のところになる。

委員長：次に何かないか。ないようなので説明いただいた内容で承認し提出していくということよろしいか。

(「はい」との声あり)

委員長：そのように取り進めさせていただく。ここで休憩する。

【休憩 10：46】

【再開 11：00】

### (3) 議会モニター会議意見の対応について

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。これについて事務局より説明願う。

田本局長：内容の確認をしていただき、回答のとおりでいいかどうか、改めて対応等を委員会に振るものがあるかどうかというところを確認していただき、整理をしていきたいと思う。

委員長：1項目ずつ協議させていただきたいと思うがよろしいか。項目1と2から。回答のほうで必要ありなしというものも含めてご意見いただきたいと思う。

鈴木委員：回答の後段が少し引っかかる。申し送ることもできるが議会としては難しいところ。申し送りを議会がしているのかどうか。

高橋委員：実際問題として残すところあと2か月程。現任期で足跡を残すのも難しいかなということとは間違いなく、申し送るということも常識的に考えて違うのではないかなという答えであれば、どこどこに何を検討するとかでなく、足跡として残すのであれば議会運営委員会でこういうふうな、中身はバラバラだけれども、結果的に結論を出さずに終わっているのではないかなというのがこの質問、意見の人の言葉だと思うから、議会運営委員会もしくは全員協議会の中でこういう質問があった、意見があったということを踏まえて、議会としては結論を出していく体制を作るべきぐらいな言葉を残すのが関の山ではないかなという気がする。

鈴木委員：合わせて、例えば日勝峠のトイレとかフロイデの看板とか、一般質問で私もしているのが一つあるけれども、前の議会報告会と一緒に、それぞれが出たことは各課に申し伝えると、こういう意見が出ているというのは議会から町側に伝えるべきかな、でも、その程度かな、要はここで言いたいのは議会として最後まで何でやらないんだ、というところが一つの問題点でもあるので、今後とも結論を出していくべきだと考えるぐらいな、そういう答えを出しつつも対応についてはそれぞれの課にしっかりと申し伝えたみたいなのを、報告会と一緒にやらない

くてはならないかなと、書かなければならないかなと思う。

高橋委員：議会モニター会議というのはモニターの人たちが議会に対して持っている意見を言いつばなしでいいわけで、それに対する議会の対応はどうしていくのかということだから、はっきり言って、こういう意見が議会モニターであったというのを次の任期の方たちに申し送るといふか、こういう事例があったということで、その対策を考えるのは次の時ではないのかという気がするし、文言がどうしたとあって、回答はしてしまったものは既にしてしまったので、それを今更対応をこうしますとかいふのをやるのは我々ではなく次の人たちだろう。要するに我々は任期の中でモニター会議をやってこういう意見を聴取した。その時にはこういうふうに答えたという報告をするだけであって、これをモニターの人たちに返すということにはならないのではないかな。全項目に関して。

桜井議長：私たちの任期というのは1月で終わるけれども、モニターの任期は3月までであるので、申し送りというよりも高橋委員が言われたような方向でいいと思う。

高橋委員：そもそもこの意見があったというのはわかるが、その解答とか対応とか実際にどこにどう示すのか。広報に示すのか何のためにやっているのかわからないのだけれども、何でこれからのことまでも町の広報に載せるのか議会だよりに載せるのかよくわからないのだけれども、何のために検討するのか。モニター会議なのだから、こんな意見があった、回答しましたもいらぬのではないかなと思う。こんな意見があつてこれからの議会に期待するみたいな内容で十分な話であつて、こんな何か言ったら何言っているんだというだけの話になるし、それぞれ皆意見が違うから、こういう意見をいただいたで終わりではないかなと思うのだけれども、なんで検討しなくてはならないのか。

田本局長：議会モニター会議を終えて、例えば議会報告会、意見交換会であれば出た意見を踏まえて言ったことのまとめというのをやっているのだから、モニター会議についてもこの間実際に実施をして、モニターの方と議員の方の意見のやり取りというところは終わっているが、その事業自体をどういうふうにするか、この間実施した部分はどうかということも改めて、1回おさらいという取り組みの確認をしていただくということもあり、意見交換、回答、必要などころがあれば議運の中で確認をしていただくという考えで今回この資料で出したところであるが、おっしゃる通りに任期内では改めて町民の方にその内容をお伝えするものは無いし、タイミングとしてはやってどうするのと言われるとそういうところはあるけれども、モニター会議をやったところで色々意見のやり取りをしたけれども、最終的にそのとおりでいいということであればそれで結構であるし、それらを踏まえてやった後こういったまとめが改めて必要かなというところがあれば、そこをまとめた上でモニター会議を完了したという一つの区切りが必要かなと思ひ、今回出させていただいたところである。

鈴木委員：次の議会だよりの中に意見の部分をやつて、様々な意見をいただきましたと言ふのを出して、我々にはこういう回答したということは改めて必要だと思ふ。そこで回答についてはこういうことをやったといふのと、意見をもらっているのだからそれぞれ活かして任期をやつてくださといふのと、次の時にはこういうのがあったといふのは示すことができるので、今ここで回答についてやつてもしょうがないかなと。モニター会議なので議会報告会とはちょっと違って、モニターとしてはどうみてるかということであるから、今年はまとめたとして、来期以降はこれを基に勉強してくださといふことかと思ふ。

桜井議長：全員協議会等で議運の一つの事業であるから、報告はしなければならないと思

う。モニター会議の時は他の議員も全員参加していたわけで、聞いてはいるけれども議運としては報告の中でやった以上はしっかりと対応していかないと議会としてはならないと理解してほしい。

山下委員：モニター会議という部分では、モニターの方に発言してもらった内容をある程度期待してきた部分あるけれども、議会改革のためのという部分で色々出してほしかったなという部分、これが該当するかもしれないけれども色んな部分で本質的な議会改革、これからの部分というのをモニター会議から意見がでるようになっていけばいいなと思っていたところ。扱いについてはこういったやり取りがあったという部分が、これが全てではないかなという気がする。

委員長：意見としてあったということを議会だより等で公にしていくという取扱いでいいのかなと思うがいかがか。休憩する。

【休憩 11：25】

【再開 11：27】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。今後の取扱いについては議会だよりに1ページを使ってモニター会議の動きを記載しているので、その取扱いでいくということによいか。

(「はい」との声あり)

#### (4) その他

委員長：次にその他に入る。

鈴木委員：模擬議会の話で、もしどこかで言えるところがあれば、今回の3年生のは来年に向けてこうしてほしいという話だけでも、去年も一昨年もだけでも、もったいないなと思っている。というのは、言った以上は責任もってほしいなというのがあって、議会もこれで卒業されるとなんにもならないので、高校のカリキュラムなのですぐそうはならないと思うけれども、例えば2年生にやってもらって3年生の時には我々がそれに対してフォローアップできる。2年生でこういうことをしていただいて3年生の時にはそれを具現化できるような何か会を作って1年間運営していくか、何か具体的にできるような取り組みをするとすごく面白い取り組みができるだろうと思っている。3年生は言いつばなしで、言ってくれるのはいいのだけれども、その後いないので、なんか残念だなと。このパワーを違うところに活かさせられないかなと思っていたので、何かの折に学校側と話をすることがあればぜひ1年前倒しで、数年かけてというぐらいに思っている。

委員長：模擬議会は高校の授業の一貫として取り組んでいただいている。議員としてそういう考えを持っているという事をここでは聞き置くしかない。来年度以降については高校との打ち合わせということになるので聞いておく。次年度以降、高校の授業としてどういうふうに取り組めるかというのは申し送りというふうにしておきたいと思う。他に何かあるか。

鈴木委員：12月の定例が迫っているが、お願いであるが一般質問を先にさせていただいて、補正等についてほしいというのを改めてお願いしておきたい。

委員長：こういう意見があったと執行側に伝えたいが。休憩する。

【休憩 11:33】

【再開 11:34】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。一般質問と補正予算の関係については、執行側の方に意見として申し入れをしていただくといいことにしたいと思う。他に今後の予定など。

田本局長：（今後の日程について説明。）

委員長：以上をもって本日の議会運営委員会を閉じる。

【閉会 11:37】